

青森県報

第二千四百一十一号

平成十五年二月二十六日(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 險 課 社 課)	……………	一
公共測量の終了	……………	(監 理 課)	……………	一
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(経 理 課)	……………	二
公 告	……………		……………	

肥料登録事項の変更	……………	(農 林 水 産 政 策 課)	……………	二
肥料登録の失効	……………	(同)	……………	二
建設業者の許可の取消し	……………	(青 森 県 土 整 備 事 務 所)	……………	三
物品の購入に係る一般競争入札	……………	(学 校 施 設 課)	……………	三
県有船舶の売却に係る一般競争入札	……………	(同)	……………	五
出先機関	……………		……………	
土地改良区の役員の内任	……………	(東 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	……………	六
道路の位置の指定	……………	(五 所 整 備 事 務 所)	……………	六

告 示

青森県告示第百二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅サービス事業者	氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	社会福祉法人 緑風会	南津軽郡平賀町 大字冲館字和田 八四	痴呆対応 型共同生活 介護	太陽の里	平成 一五・二・四
				弘前市大字堀越 字柳田三の一二	

青森県告示第百三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 測量計画機関

青森港湾工事事務所

二 測量の種類

公共測量(二級基準点測量)

三 測量の期間

平成十四年十月二十四日から平成十五年一月三十一日まで

四 測量の地域

青森市青森港湾内

青森県告示第百四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十五年三月三日から施行する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木村守男

第二号の表中

「 十和田市農業協同組合中撤支所 所 十和田市農業協同組合東部主張 所 十和田市農業協同組合晴山出張 所 十和田市農業協同組合伝法寺出張所	十和田市大字三本木 十和田市大字大沢田 十和田市大字深持 十和田市大字伝法寺	「 、 、 、 、
「 十和田市農業協同組合赤沼支所	十和田市大字赤沼	「、
「 鶴翔農業協同組合保安支店	北津軽郡鶴田町大字萱蒲川	「、
「 鶴翔農業協同組合木筒支店	北津軽郡鶴田町大字木筒	「、
「 鶴翔農業協同組合野木支店	北津軽郡鶴田町大字野木	「、
「 鶴翔農業協同組合妙堂崎支店	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎	「、
「 しんせい五戸農業協同組合又重 出張所	三戸郡倉石村大字又重	「、 を削る。

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木村守男

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	生産業者の住所	変更年月日
青森県第三一五号	末魚かす粉	六・〇小笠原魚かす肥料	有 限 会 社 小 笠 原 水 産	新 青森市原別七丁目三	平成 一四・一・五
青森県第三一六号	末魚かす粉	六・五小笠原魚かす肥料		旧 青森市大青森市大字原別字上海原一五四	
青森県第三一七号	末魚かす粉	七・〇小笠原魚かす肥料			
青森県第三二二号	末魚かす粉	八・〇小笠原魚かす肥料			

肥料登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木村守男

登録番号 青森県第 三三三七号	肥料の種類 副産石灰肥	肥料の名称 エッグミ ール	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 三八・〇	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 日本ホワイ ト ファーム株 式 社 上北郡横 浜町 字林尻一〇 二 の 一 〇 〇
-----------------------	----------------	---------------------	-----------------------------------	------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 日建サービス
- 二 氏名 横山 真一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市緑二丁目一七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一三四号
- 五 取消年月日 平成十五年二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十五年二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 電子計算組織 一式
- 2 電子計算組織 一式

二 納入期限

平成十五年三月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札方法

一の1及び2に掲げる物品（以下「購入物品」という。）ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁学校施設課財務班

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成十五年三月十日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一
青森県教育庁 学校施設課入札室

(二) 日時

平成十五年三月十一日
なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときと認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Computer System
- (2) Computer System

2 Delivery period:

31 March 2003

3 Delivery place:

2 High school in Aomori prefecture

4 Time limit for tender:

4:45 p.m. 10 March 2003

5 Contact point for the notice:

School Facility Management Division,
Aomori Prefectural Board of Education
2-3-1
Shimachi Aomori City, Aomori 030-8540
JAPAN
TEL: 017-734-9873

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる船舶の売却

汽船 青森丸

2 規格等

(一) 船質 鋼船

(二) 総トン数 四九九トン

(三) 船籍港 青森県八戸市

(四) 主機関 低速ディーゼル 一六〇〇馬力

(五) 船舶番号 一三〇八六三

(六) その他 入札説明書による。

3 引渡し場所

北海道室蘭市築地町一三五

檜崎造船株式会社内

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、あらかじめ二に定める資格を有することの確認を受けるため、入札説明書に定める誓約書を提出しなければならない。

1 提出方法及び提出期限

入札前に持参又は郵送することとし、郵送する場合は配達証明郵便により平成十五年三月七日午後四時四十五分までに必着することとする。

2 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

電話 〇一七 七三四 九八七三

四 売却する物件を示す場所及び日時

1 場所

北海道室蘭市築地町一三五

檜崎造船株式会社

2 日時

入札説明書による。

五 売却する物件の契約条項等を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

電話 〇一七 七三四 九八七三

六 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は郵送による場合を除き、入札の日時までに入札の場所へ持参して提出するものとする。

1 郵送による場合の入札書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

平成十五年三月七日 午後四時四十五分

(二) 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

平成十五年三月十日 午前十時

(二) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育委員会教育委員会室

電話 〇一七 七三四 九八七三

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百二十九条の規定による。

- 八 契約の締結
落札決定の日から七日以内
- 九 落札者決定の方法
予定価格以上で最高の価格をもって申し込みした者を落札者とする。
- 十 代金の納入期限
契約締結の日から十日以内に全額納入とする。
- 十一 その他

- 1 入札及び契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札条件
財務規則に定める入札者心得を遵守すること。
- 3 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 4 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年二月二十六日

東地方農林水産事務所長 山口 忠 久

区役員の 別	氏 名	住 所	退任の年月日
"	理事 飯田 茂 小形 輝生	東津軽郡平内町大字小湊字前范五三の九 " " 大字藤沢字長橋一八	平成一五・二 " "

五所川原県土整備事務所告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月二十六日

五所川原県土整備事務所長 須藤 利 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字蘇鉄二八の 一、二八の二一、三〇の 二、三三の二一、三三の の二、二四の二及び一 二四の五	一三三・四九メー トル	六・〇〇メートル	平成 一五・二 七

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二十円一銭